

令和7年 第1回農業委員会議事録

令和7年1月24日午後3時00分に第1回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊勢村 孝 之
13 番 石 川 富士太郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

5 番 (西塚 喜行) 16 番 (齋藤 吉勝) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について

議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 2 号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和 7 年 第 1 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 7 年第 1 回通常総会を 1 月 2 4 日（金）市役所大会議室において午後 3 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。5 番西塚喜行委員、1 6 番齋藤吉勝委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 7 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、明けましておめでとうございます。昨年末、私事膝の手術で 1 2 月総会を欠席いたしまして皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。心よりお詫び申し上げます。

さて、正月に入ってから去年と同じような天候が続き、だいぶ雪も少なくなってまいりましたが、去年のような年にならないように祈るばかりであります。今年は去年のようなことなく、豊作になることを祈念いたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和7年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、6番西塚孝也委員、7番高橋央委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告い

たします。議案書 1 頁から 6 頁をご覧ください。案件は 1 8 件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No. 1 は別人への貸借を予定するものです。No. 2 は別人へ売買をするものです。No. 3 から No. 9 は同人へ売買するもので 7 件です。No. 1 0 から No. 1 8 は中間管理機構へ貸付をするもので 9 件です。

以上で報告を終わります。

（議 長）

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 1 0 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第 1 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、1 2 番伊勢村孝之委員の退席を求めます。

（1 2 番 伊勢村委員 退席）

（議 長）

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が9件、賃貸借権の設定が3件です。

7頁のNo.1から11頁のNo.9までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが5件、労力不足によるものが1件、相手方の要望によるものが1件、自作地交換によるものが1件、その他贈与によるものが1件です。

12頁が賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の労力不足によるものが1件、相手方の要望によるものが1件、経営移譲年金受給のための再設定が1件です。

No.1からNo.12は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。12番伊勢村孝之委員、復席願います。

(12番 伊勢村委員 復席)

(議 長)

次に議第2号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番沼澤克己委員、7番高橋央委員、12番伊勢村孝之委員、19番星川礼子委員の退席を求めます。

(3番 沼澤委員 退席)

(7番 高橋委員 退席)

(12番 伊勢村委員 退席)

(19番 星川委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第2号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書13頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借が新規7件で3.6ha、再設定が5件で1.7ha、機構法による転貸が28件で18.7ha、所有権移転が18件で8.8haで

す。申請地は、すべて農振農用地区域内の土地で、面積が33haです。

続いて、対象人数は、相対の賃貸借の新規設定が出し手7名、受け手6名。再設定が出し手5名、受け手2名。転賃は出し手25名、受け手が19名。所有権移転が出し手17名、受け手13名です。

期間別の内訳ですが、賃貸借、転賃ともにすべて10年以上の設定です。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

14頁からは、個別状況になります。賃借の新規が16頁まで、賃借の再設定が17頁から18頁まで、転賃が19頁から36頁、所有権移転が37頁から45頁です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。3番沼澤克己委員、7番高橋央委員、12番伊勢村孝之委員、19番星川礼子委員、復席願います。

(3番 沼澤委員 復席)

(7番 高橋委員 復席)

(1 2 番 伊勢村委員 復席)

(1 9 番 星川委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後3時17分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年1月24日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____